

# 高槻市病児保育事業実施要綱

(趣旨及び目的)

第1条 本要綱は、保護者が就労をしており、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合において、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応を行うとともに、その安全性、安定性、効率性等について検証等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るため、必要な事項について定めるものとする。

(実施主体)

第2条 病児保育事業（以下「事業という」）の実施主体は、次のとおりとする。

- (1) 高槻市
- (2) 高槻市に本事業を行う旨、届出を行った市内で保育所等を設置運営するもの
- (3) その他市長が認めたもの

(事業の内容)

第3条 本事業は、保育を必要とする乳児・幼児であって、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所その他の場所において、保育を行う事業とする。

(事業類型)

第4条 事業の対象となる事業類型は、次のとおりとする。

- (1) 病児対応型  
児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。
- (2) 病後児対応型  
児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。
- (3) 体調不良児対応型  
児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図る事業及び保育所等に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業。

(対象児童)

第5条 本事業の対象となる児童は、次のとおりとし、事前登録・利用の申請・利用できる症状範囲は別に定める。

- (1) 病児対応型  
市内に住所を有する生後6か月から就学前までの、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下「支援法」という）第59条第2号に規定する保育認定子どもであって、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市長が必要と認めた乳児・幼児（以下「病児」という。）とし、利用できる症例症状は別に定める。
- (2) 病後児対応型  
市内に住所を有する生後6か月から就学前までのアからウのいずれかに該当する児童であって、病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市長が必要と認めた乳児・幼児（以下「病後児」という。）。)

- ア 支援法第27条の規定に基づく特定教育・保育施設から教育・保育を受ける児童もしくは支援法第29条の規定に基づく特定地域型保育事業者から保育を受ける児童
- イ 前号の特定教育・保育施設の確認を受けない学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の幼稚園を利用する児童
- ウ 児童福祉法（昭和22年法律第65号。以下「法」という。）第59条の2の規定に基づく認可外保育施設を利用する児童。

(3) 体調不良児対応型

事業実施保育所等に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童（以下「体調不良児」という。）。

(実施要件)

第6条 病児対応型の実施要件は国の「病児保育実施要綱（令和6年3月30日付こ成保第180号）」に定めるもののほか、以下のとおりとする。

- (1) 施設長は、病児対応型の実施に当たり、当該病児の心身の状況に応じた保育を行うことにより病後の早期回復に努めるものとする。
  - (2) 施設長は、病児対応型の実施中、当該病児の保護者と密接な連絡を取り、その保育方法、健康状態、看護状態及び回復状態について理解と協力を得るよう努めるものとする。
- 2 病後児対応型の実施要件は国の「病児保育実施要綱（令和6年3月30日付こ成保第180号）」に定めるもののほか、以下のとおりとする。

- (1) 施設長は、病後児対応型の実施に当たり、当該病後児の心身の状況に応じた保育を行うことにより病後の早期回復に努めるものとする。
- (2) 施設長は、病後児対応型の実施中、当該病後児の保護者と密接な連絡を取り、その保育方法、健康状態、看護状態及び回復状態について理解と協力を得るよう努めるものとする。

3 体調不良児対応型の実施要件は国の「病児保育実施要綱（令和6年3月30日付こ成保第180号）」のとおりとする。

(実施方法)

第7条 本事業の実施方法は以下のとおりとする。

- (1) 病児対応型及び病後児対応型については、対象児童をかかりつけ医に受診させた後、保護者と協議のうえ、受け入れ、訪問の決定を行うこと。
- (2) 保育所等に登所する前からの体調不良児については、体調不良児対応型の事業を実施する保育所等を利用するものでなく、地域の病児対応型又は病後児対応型の事業を実施する施設を優先的に利用することとし、児童の症状に応じた適切な利用が行われるよう、地域における連携体制の確保に努めること。
- (3) 病児対応型及び病後児対応型の利用の定員は、1施設あたり3人以上とする。
- (4) 病児対応型及び病後児対応型の利用日は次に掲げる日以外の日とする。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（イに掲げる日を除く）

エ 市長が開室できないと判断した日

また、利用時間は、午前8時から午後6時までとする。ただし、市長が認める場合はこの限りでない

- (5) 病後児対応型の利用期間は、連続して7日を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めたときはこの限りではない。

(留意事項)

第8条 本事業の実施にあたっては以下の点に留意すること

- (1) 以下のアからエの通り医療機関との連携等を行うこと。
  - ア 本事業を実施する施設は、緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（以下「協力医療機関」という。）をあらかじめ選定し、事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築すること。
  - イ 医療機関でない施設が病児対応型を実施する場合は、児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での指導、助言を行う医師（以下「指導医」という。）をあらかじめ選定すること。
  - ウ 病児対応型を実施する場合においては、指導医又は協力医療機関（併設する医療機関の医師を含む。）との関係において、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行うこと。
  - エ 本事業を実施するに当たっては、指導医・嘱託医と相談のうえ、一定の目安（対応可能な症例、開所（訪問）時間等）を作成するとともに、保護者に対して周知し、理解を得ること。
- (2) この要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。
- (3) 保育中に事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について（令和6年3月22日こ成安第36号・5教参学第39号通知）」に従い、速やかに報告すること。
- (4) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の3に準じ、安全計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めること。
- (5) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の4に準じ、児童の送迎等のために自動車を運行する場合には、児童の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により児童の所在を確認すべきであること。
- (6) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の3に準じ、事業継続計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めること。なお、本事業は、感染症に罹患した児童を含む病児を保育するものであることから、常時より次の感染防止のための対策を行うこと。
  - ア 体温の管理等その他健康状態を適切に把握するとともに、複数の児童を受け入れる場合は、他児への感染に配慮すること。
  - イ 手洗い等の設備を設置し、衛生面への十分な配慮を施すことで、他児及び職員への感染を防止すること。
  - ウ 体調不良児対応型を実施する場合においては、他の健康な児童が感染しないよう、事業実施場所と保育室・遊戯室等の間に間仕切り等を設けることで、職員及び他児の往来を制限すること。
  - エ 児童の受け入れに際しては、予防接種の状況を確認するとともに、必要に応じて予防接種するよう助言すること。

(研修)

第9条 病児保育事業に従事する職員については、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」の別添5に定める研修を受講し、資質の向上に努めること。

(保護者負担)

第10条 保護者負担額は、「高槻市立幼保連携型認定こども園条例（平成27年高槻市条例22号）」に定めるもののほか、次のとおりとする。ただし、飲食物費は実費とする。

- (1) 病児対応型
 

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円
イ 市町村民税非課税世帯	1,250円
ウ 上記以外の世帯	2,500円
- (2) 病後児対応型
 

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円
-------------------------------	----

イ 市町村民税非課税世帯 1,000円

ウ 上記以外の世帯 2,000円

- 2 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市長が認めた世帯の利用に係る保護者負担額については、被保護者世帯と同額とする。

(補助金等)

第11条 第2条第2号に定める事業を実施したものに対し、高槻市民間保育所等運営費補助金交付要綱に基づき支払うものとする。

- 2 第2条第3号に定める事業を実施したものに対し、委託費等を支払うことができる。

(施行細目)

第12条 この要綱の定めるもののほか、病後児保育に関し必要な事項は、所管部長が定める。

#### 附 則

この要綱は、令和7年1月6日から施行し、「高槻市病後児保育事業実施要綱」、「高槻市病後児保育事業実施要綱」及び「高槻市民間保育所等体調不良児対応事業実施要綱」については令和7年1月6日をもって廃止する。